

総理府

令第三十一号

大蔵省

金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律（平成十一年法律第三十二号）及び金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律施行令（平成十一年政令第一百五十六号）の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律施行規則を次のように定める。

平成十一年五月十九日

内閣総理大臣 小淵 恵三

大蔵大臣 宮澤 喜一

金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律施行規則

（定義）

第一条 この命令において「金融業者」、「金融会社等」、「特定金融会社等」及び「社債の発行等」とは、金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律（以下「法」という。）第二条及

び第三条に規定する金融業者、金融会社等、特定金融会社等及び社債の発行等をいう。

（貸付資金の受入方法）

第二条 金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律施行令（以下「令」という。）第三条第三号に規定する総理府令・大蔵省令で定める方法は、次に掲げるものとする。

一 借入金その他の何らの名義をもつてするを問わず、当該金融業者以外の者が当該金融業者の貸付資金とする目的をもつてする社債又は証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第一項第八号に掲げる約束手形の発行により受け入れた金銭の受入れ

二 次に掲げる金銭の受入れ

イ 特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）に規定する特定目的会社（同法第四条第一項第四号に規定する資産流動化計画において指名金銭債権（指名債権であつて金銭の支払を目的とするものをいう。以下同じ。）又は指名金銭債権を信託する信託の受益権を流動化の対象としているものに限る。）に対する貸付債権（貸付債権を信託する信託の受益権を含む。以下この号において同じ。）の譲渡の対価としての金銭の受入れであ

つて、当該特定目的会社がする同法に規定する特定社債券又は特定約束手形の発行により受け入れた金銭が、一連の行為として、当該貸付債権の譲渡の対価に充てられるもの

□ 証券取引法施行令第三条の四第四号に掲げる特定有価証券を定める省令（平成五年大蔵省令第十五号）第一号イに規定する特別目的法人（同号イに規定する譲渡資産のうちに指名金銭債権又は指名金銭債権を信託する信託の受益権を含むものに限る。）に対する貸付債権の譲渡の対価としての金銭の受入れであつて、当該特別目的法人がする同号に掲げる有価証券又は同令第二号に掲げる有価証券（証券取引法第二条第一項第三号の二、第四号又は第八号に掲げる有価証券の性質を有するものに限る。）の発行により受け入れた金銭が、一連の行為として、当該貸付債権の譲渡の対価に充てられるもの

（登録の申請）

第三条 法第三条の規定による金融監督庁長官の登録を受けようとする金融会社等は、別紙様式第一号により作成した法第四条第一項の登録申請書に、当該登録申請書の写し一通及び同条第二項の規定による添付書類一部を添付して、その金融会社等の主たる営業所又は事務所（以下「営業所等」

という。)の住所を管轄する財務局長(当該住所が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)に提出しなければならない。

(登録申請書のその他の記載事項)

第四条 法第四条第一項第三号に規定する総理府令・大蔵省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 金融会社等を代表する役員の氏名及び住所

二 令第五条に規定する金銭の貸付けに係る審査の業務に従事している者(以下「貸付審査業務従事者」という。)(二名以上の氏名

三 金融会社等の種類

四 証券取引法第二十四条第一項に規定する有価証券報告書の提出の有無

五 貸金業の規制等に関する法律(昭和五十八年法律第三十二号)第三条第一項の登録を受けている場合には、同法第五条第一項第二号の登録年月日及び登録番号

六 質屋営業法(昭和二十五年法律第一百五十八号)第二条第一項の許可を受けている場合には、同

法第八条第一項の許可証を交付した都道府県名、許可証の交付年月日及び許可証の番号

(登録申請書の添付書類)

第五条 法第四条第二項に規定する総理府令・大蔵省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 別紙様式第二号により作成した貸付審査業務従事者の業務経歴書

二 貸金業の規制等に関する法律第三条第一項の登録を受けている場合には、同法第五条第二項の規定による通知を受けた登録済通知書の写し

三 質屋営業法第二条第一項の許可を受けている場合には、同法第八条第一項の許可証の写し

2 法第四条第二項に規定する登記簿の謄本は、申請の日前三月以内に作成されたものでなければならぬ。

(登録の通知)

第六条 特定金融会社等が現に受けている登録をした財務局長又は福岡財務支局長(以下「管轄財務局長」という。)は、法第五条第二項の規定による通知をするときは、別紙様式第三号により作成した登録済通知書により行うものとする。

(特定金融会社等登録簿の縦覧)

第七条 管轄財務局長は、その登録をした特定金融会社等に係る特定金融会社等登録簿を当該特定金融会社等の主たる営業所等の住所を管轄する財務局（当該住所が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局）に備え置き、公衆の縦覧に供するものとする。

(登録の拒否の通知)

第八条 財務局長又は福岡財務支局長は、法第六条第二項の規定による通知をするときは、別紙様式第四号により作成した登録拒否通知書により行うものとする。

(変更の届出)

第九条 特定金融会社等は、法第七条第一項の規定による届出をしようとするときは、別紙様式第五号により作成した変更届出書に、当該変更届出書の写し一通及び次の各号に掲げる場合に依り当該各号に定める書類（当該書類が官公署が証明する書類である場合には、申請の日前三月以内に作成されたものに限る。）を添付して、管轄財務局長に提出しなければならない。

一 商号若しくは名称又は住所を変更した場合 当該変更に係る事項が記載された登記簿の謄本

二 資本又は出資の額を変更した場合 当該変更に係る事項が記載された登記簿の謄本

三 特定金融会社等を代表する役員の氏名又は住所に変更があった場合 当該変更に係る事項が記載された登記簿の謄本

四 貸付審査業務従事者に変更があった場合 新たに貸付審査業務従事者となった者の業務経歴書

五 金融会社等の種類に変更があった場合 当該変更に係る事項が記載された登記簿の謄本

六 貸金業の規制等に関する法律第三条第一項の登録を受けている場合において、同法第五条第一項第二号の貸金業者の登録年月日及び登録番号に変更があった場合 当該変更に係る事項が記載された登録済通知書の写し

七 質屋営業法第二条第一項の許可を受けている場合において、同法第八条第一項の許可証を交付した都道府県名、許可証の交付年月日及び許可証の番号に変更があった場合 当該変更に係る事項が記載された許可証の写し

2 管轄財務局長は、前項の規定による届出があった場合（法第四条第一項第一号に規定する住所の変更の届出であつて管轄財務局長の管轄区域外に特定金融会社等の主たる営業所等の住所を変更す

るものの届出があつた場合を除く。)は、当該届出に係る事項を特定金融会社等登録簿に登録するものとする。

3 管轄財務局長は、前項の登録をしたときは、別紙様式第六号により作成した登録変更済通知書により、その旨を当該届出者に通知するものとする。

#### (登録の移管)

第十条 管轄財務局長は、前条第一項の規定による届出があつた場合(法第四条第一項第一号に規定する住所の変更の届出であつて管轄財務局長の管轄区域外に特定金融会社等の主たる営業所等の住所を変更するものの届出があつた場合に限る。)は、当該届出書及び特定金融会社等登録簿のうち当該特定金融会社等に係る部分その他の書類を、当該届出に係る変更後の営業所等の住所を管轄する財務局長(当該住所が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長。以下この条において同じ。)に送付するものとする。

2 前項の規定による送付を受けた財務局長は、当該届出に係る事項を特定金融会社等登録簿に登録するものとする。



3 財務局長は、前項の登録をしたときは、前条第三項の登録変更済通知書により、その旨を当該届出者に通知するものとする。

(廃止の届出)

第十一条 法第八条第一項の規定による届出をしようとする者は、別紙様式第七号により作成した廃止等届出書に、第六条の登録済通知書及び次の各号に掲げる場合に応じ当該各号に定める書類一部を添付して、管轄財務局長に提出しなければならない。

一 特定金融会社等が合併により消滅した場合 当該特定金融会社等が解散したことが記載された登記簿の謄本及び合併契約書の写し

二 特定金融会社等が破産により解散した場合 裁判所が当該届出をしようとする者を破産管財人として選任したことを証する書面の写し

三 特定金融会社等が合併及び破産以外の理由により解散をした場合 清算人に係る登記簿の謄本

四 前三号以外の理由により特定金融会社等が法第二条第二項に規定する金融会社等に該当しないこととなった場合 該当しないこととなったことを証明する書類

五 特定金融会社等が社債の発行等による貸付資金の受入れをやめた場合 当該届出をしようとする者の印鑑登録証明書（当該届出の日前三月以内に作成されたものに限る。）

（公告の方法）

第十二条 法第十一条第二項の規定による所在不明者の公告及び法第十三条の規定による監督処分公告は、官報によるものとする。

（經由官庁）

第十三条 特定金融会社等（法第三条の規定による金融監督庁長官の登録を受けようとする者を含む。）以下この条及び第十五条において同じ。）が法第四条第一項の登録申請書その他法及びこの命令に規定する書類（以下この条において「申請書等」という。）を財務局長又は福岡財務支局長に提出しようとする場合において、当該特定金融会社等の主たる営業所等の住所を管轄する財務事務所又は小樽出張所若しくは北見出張所があるときは、当該特定金融会社等は、当該申請書等を当該財務事務所長又は出張所長を経由してこれを提出しなければならない。

（標準処理期間）

第十四条 財務局長又は福岡財務支局長は、法又はこの命令の規定による登録に関する申請を受理した日から一月以内に、当該申請に対する処分をするよう努めるものとする。

2 前項に規定する期間には、次に掲げる期間を含まないものとする。

一 当該申請を補正するために要する期間

二 当該申請をした者が当該申請の内容を変更するために要する期間

三 当該申請をした者が当該申請に係る審査に必要なと認められる資料を追加するために要する期間

(権限の委任)

第十五条 法第十六条第一項の規定により金融監督庁長官に委任された権限(第二項において「長官権限」という。)は、特定金融会社等の主たる営業所等の住所を管轄する財務局長(当該住所が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)に委任する。ただし、法第十条の規定による報告の徴収の権限は、金融監督庁長官が自ら行うことを妨げない。

2 前項の規定は、長官権限のうち金融監督庁長官の指定するものについては、適用しない。

3 金融監督庁長官は、前項の指定をした場合には、その旨を告示するものとする。これを廃止し、

又は変更したときも、同様とする。

## 附 則

この命令は、法の施行の日から施行する。

年 月 日

財務(支)局長 殿

申請者 (郵便番号 )  
住 所

電話番号 ( ) -

商号又は名称

代表者の氏名

印

登 録 申 請 書

金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律第3条の規定により、特定金融会社等の登録を申請します。

この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

登録番号	財務(支)局長 第 号( 年 月 日)
(ふりがな) 1. 商号又は 名 称	
2. 申請者の住所	(郵便番号 )  電話番号( ) -
3. 資本又は 出資の額	百万円
4. 金融会社等を代表する役員の氏名及び住所	
(ふりがな) 氏 名	
住 所	(郵便番号 )

## (記載上の注意)

1. 「登録番号」は、記載しないこと。
2. 「商号又は名称」は、登記簿上の商号又は名称を記載すること。
3. 「申請者の住所」は、登記簿上の本店又は主たる事務所の住所を記載すること。
4. 「氏名」は、外国人の場合において、外国人登録証明書に記載された通称名があるときは、括弧書きで併記することができる。

5. 令第5条に規定する金銭の貸付けに係る審査の業務に従事している者の氏名

(ふりがな) 氏名	貸付審査業務 経験年数	職名

6. 金融会社等の種類

貸金業の規制等に関する法律第2条第2項に規定する貸金業者

財務(支)局長

登録番号 ( ) 第 号 ( 年 月 日 )

知事

貸金業の規制等に関する法律施行令第1条第3号に掲げる者

貸金業の規制等に関する法律施行令第1条第4号に掲げる者

貸金業の規制等に関する法律施行令第1条第5号に掲げる者

質屋営業法第1条第2項に規定する質屋

許可証を交付した都道府県名

許可証の番号 第 号 ( 年 月 日 )

7. 証券取引法第24条第1項に規定する有価証券報告書の提出の有無

有 無

(記載上の注意)

1. 「5. 令第5条に規定する金銭の貸付けに係る審査の業務に従事している者の氏名」は、少なくとも2名以上の者について記載すること。
2. 「6. 金融会社等の種類」及び「7. 証券取引法第24条第1項に規定する有価証券報告書の提出の有無」は、該当するものに 印を付けること。この場合において、貸金業の登録又は質屋営業の許可を受けているものは、当該登録番号及び登録年月日又は許可証を交付した都道府県名、許可証の番号及び交付年月日を記載すること。

## 貸付審査業務従事者の業務経歴書

（ふりがな） 氏名			
現住所	（郵便番号                    ）		電話番号（    ）    -
役職名		生年月日	年 月 日生（満 歳）
業 務 経 歴	期 間	貸 付 審 査 業 務 の 内 容	
	自 年 月 日 至 年 月 日		
上 記 の と お り 相 違 あ り ま せ ン 。			
年 月 日 氏名			印

## （記載上の注意）

- 1．「業務経歴」は、金銭の貸付けに係る審査の業務に従事した提出日までのすべての期間（他社での貸付審査業務を含む。）について記載すること。
- 2．署名及び押印は、貸付審査業務従事者本人が行うこと。



別紙様式第3号(第6条関係)

(日本工業規格A4)  
文書番号  
年 月 日

(商号又は名称)

(代表者の氏名)

殿

財務(支)局長

印

登録済通知書

年 月 日付で申請のあった特定金融会社等の登録については、下記のとおり登録したの  
で通知します。

記

登録番号

財務(支)局長 第

号

登録年月日

年 月 日

（商号又は名称）

（代表者の氏名）

殿

財務（支）局長

印

登録拒否通知書

年 月 日付で申請のあった特定金融会社等の登録については、下記の理由により拒否したので通知します。

なお、この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に金融監督庁長官に対して行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づく審査請求をすることができます。

記

拒否理由

（金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律第6条第1項第 号該当）

財務(支)局長 殿

届出者 登録番号 財務(支)局長 第 号  
(郵便番号 )  
住 所  
電話番号( ) -  
商号又は名称  
代表者の氏名

印

変 更 届 出 書

下記の事項について変更しましたので、金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律第7条第1項の規定により、届け出ます。

記

変 更 年 月 日	変 更 に 係 る 事 項	
	変 更 後	変 更 前

(記載上の注意)

1. 「変更に係る事項」は、それぞれの変更事項について、変更前及び変更後の事項を記載すること。  
なお、第1面に記載しきれないときは、当該様式の例により作成した書面に記載し、第1面の次に添付すること。
2. 第2面以降は、届出をする特定金融会社等に係る特定金融会社等登録簿の当該変更に係る事項を記載した頁に換えるべきものとして作成すること。

別紙様式第6号(第9条第3項、第10条第3項関係)

(日本工業規格A4)

文書番号

年 月 日

(商号又は名称)

(代表者の氏名)

殿

財務(支)局長

印

登録変更済通知書

年 月 日付で届出のあった事項の変更については、年 月 日付で特定金融会社等登録簿に変更登録したので通知します。

財務(支)局長 殿

(郵便番号 )

届出者 住 所

電話番号( ) -

氏 名

印

廃 止 等 届 出 書

下記の事由に該当することとなりましたので、貸付業務のための社債の発行等に関する法律第8条第1項の規定により、届け出ます。

記

廃止等をした特定金融会社等の商号又は名称

登 録 番 号

該当事由発生年月日

該 当 事 由

届出者と特定金融会社等との関係

(記載上の注意)

「該当事由」は、令第6条各号に規定する事項のうち、該当する事由の号の番号を記載すること。  
なお、同条第5号に該当する場合は、その理由を併せて記載すること。